

新型コロナウイルス感染症対策の 強化について

2020年8月



新型コロナウイルス感染症対策の強化について

2019年12月に中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以降、世界全体に感染が広がっている。日本国内においても、2020年1月に初の感染が確認されて以後、感染経路の不明な事例やクラスター（集団）が全国で発生したところである。本県においては、2020年2月に初の感染が確認された後、4月上旬に感染者数が急速に増加したことで、10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、また、16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、さらには5月4日の国の緊急事態宣言延長を受け、不要不急の外出の自粛要請や事業者に対する休業要請などの対策を講じてきた。

これらの対策の結果、本県の新規感染者数は大きく減少し、5月14日には国の緊急事態宣言の対象区域から解除、26日には「愛知県緊急事態宣言」の解除に至ることができた。

しかしながら、7月中旬頃から再び新規感染者数が増加し、8月6日に、愛知県等における第二波の感染拡大状況に鑑み、再度県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出した。現在、オール愛知で第二波の大きな波を乗り越えるべく、種々の対策を講じているところである。

本県では、これまでに新型コロナウイルス感染症対策として、感染症指定医療機関等の医療体制の整備、県衛生研究所のPCR検査体制の強化、患者や濃厚接触者への積極的疫学調査の実施、県民向け電話相談窓口の開設など、感染拡大を抑え、必要な医療提供体制を整えてきたが、今後の感染拡大局面も想定し、県民の生命と健康を守るべく更なる強化に取り組んでいく必要がある。

こうした中、医療従事者や保健所職員は、長期間にわたる感染防止対策など、日々緊張を強いられ、肉体的にも精神的にも疲弊している。また、各種イベントの自粛や国内外のサプライチェーンの毀損など、我が国における経済活動も大きな影響を受けている。

については、この事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、関係省庁による緊密な連携・協力のもと更なる新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

1 医療提供体制等の確保

- (1) 医療・介護現場等において、個人防護具を始めとする医療資機材・感染予防資機材が不足することのないよう、国が調達し安定的に供給すること。
- (2) 必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬を調達・確保するとともに、東京に集中している民間のPCR検査機関を地方へ拡充するなど、検査体制の強化に必要な支援措置を講じること。
- (3) 治療薬やワクチンの早期開発のため、研究機関や製薬企業に対し十分な支援を行うとともに、実用化された際に迅速な供給が図られるよう体制を整備すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者を専門的に受け入れるための臨時の医療施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令中でなければ開設できないこととされているが、患者の増加に迅速に対応できるよう、都道府県対策本部が設置されている間は、知事の判断で開設できるよう制度の改善を図ること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関においては、スタッフ・ベッドの確保、感染防止対策、他の診療体制への影響など、経営面で広範な負担が生じていることから、診療報酬の更なる増額や給付制度の創設など、国において積極的な支援を講じること。
- (6) 患者の受診控え等により、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関以外についても、経営が逼迫している医療機関があることから、継続的に医療を提供する体制を維持できるよう、国において更なる経営支援を講じること。

- (7) 医療機関への経営支援にあたっては、予備費の充当を含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や、福祉医療機構による無利子・無担保貸付額の拡充など、実効性ある支援措置も講じること。
- (8) 社会福祉施設等は、支援を必要とする方のために継続して福祉サービスを提供する必要があることから、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う施設の利用控え等による経営悪化や、人員不足による社会福祉現場の崩壊を避けるため、福祉サービス提供体制の維持に向けた支援策とともに、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (9) 新たに創設された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方自治体がそれぞれの実情に応じた取組を実施できるよう、確実な財源の裏打ちを求めるとともに、医療・福祉や経済活動などの実態に見合った効果的な配分を行うこと。
- また、これから秋、冬のインフルエンザ流行期等を見据え、医療機関が、感染拡大防止のために施設を改造する際の経費についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とすること。
- (10) 医療現場の体制整備や検査体制の強化など、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担については、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。
- (11) 地域の医療機関における新型コロナウイルス感染拡大防止対策が、来年度以降も安定的に実施できるよう地域医療介護総合確保基金の用途を拡大すること。

2 医療従事者等への風評被害の防止

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者はもとより、治療にあたる医療機関や患者が発生した社会福祉施設で働く職員及びその家族が、偏見や差別などに苦しむことがないように、風評被害・人権侵害の防止を徹底すること。

3 実効性ある感染拡大防止対策の強化

- (1) 感染拡大第一波における施策の分析・評価・検証を行い、その結果等について、エビデンスとともに示すこと。
- (2) 感染症法に基づく積極的疫学調査への協力、PCR等検査の受検や入院勧告に従わない行為に対して、実効性を担保するための法的措置を設けるなどの改善を図ること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業協力要請、同法第45条第2項に基づく休業要請に応じた事業者への補償・支援を同法に位置付け、国の財源措置のもとに実施できるようにすること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく都道府県知事の休業指示に従わない場合には、罰則適用の対象とする法制度に改めること。
- (5) 社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症の発生により休業要請を受けて休業した場合には、補償が受けられるよう措置を講じること。

4 地域経済への影響を踏まえた対策

- (1) 感染拡大局面に備えた対応として、事業活動やイベント開催の自粛要請等により、休業を余儀なくされる中小企業・小規模事業者をはじめ、フリーランスを含む個人事業主等に対し、不公平のない損失補償制度の創設や協力金の制度化を、国の財源措置のもと行うこと。

また、民間金融機関を活用した融資の更なる拡充や持続化給付金・家賃支援給付金の迅速かつ的確な運用など、雇用の維持と事業の継続のため、必要な支援を行うこと。

- (2) 地域経済への影響を最小限にとどめるため、政府の経済対策・緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者、中堅・大企業、農林漁業者等に対する支援策や雇用対策について、事業者に必要な支援が行き渡るよう、大胆な手続きの簡素化や、申請から支給決定までの標準期間の設定など、迅速かつ的確な実施を図ること。

また、感染拡大局面に備えた対応や新型コロナウイルスと共生する社会経済活動の実現に向けて、各種制度に係る特例措置の更なる延長や拡充を図ること。

- (3) 当面の事業継続や雇用の維持を支援するため、食品のテイクアウト事業やインターネット通販の実施など、消費需要の変化に対応した取組への支援措置を更に拡充すること。

また、新型コロナウイルスと共生する社会経済活動が不可欠となる中、中小企業や小規模事業者等が実施する感染症対策に資するサービスや製品開発、販路拡大等、事業継続に向けた取組への支援措置を講じること。

(4) 地域の置かれた状況の変化に的確に対応し、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じること。

また、雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。

(5) 観光関連産業の厳しい経営状況を踏まえ、事業継続などに必要な支援策を講じること。

また、国を挙げて取り組んできたインバウンド需要の復活にあたり、水際対策の徹底はもとより、訪日外国人旅行者や国民の不安の払しょくが課題となることから、今後の具体的な対策や手順を示すこと。

(6) 成田、羽田、関西の3空港を対象に検討が進められている、ビジネス上必要な人の往来に係る出入国措置について、中部国際空港も対象とするとともに、そのために必要となるPCRセンターを速やかに設置し、適切に人員・機材を配備すること。

その際には、中国（香港及びマカオを含む）及び韓国からの旅客便を、中部国際空港に到着できるようにすること。

(7) ビジネス旅客を始めとした渡航者の利便性向上を図るため、東京・大阪と同様、当地域にも、出国前のPCR検査証明等を発行する施設を設置すること。

(8) 「雇用調整助成金」について、速やかに事業者へ支給できるよう、申請手続きの簡素化や支給の迅速化を図るとともに、現在9月まで延長されている緊急対応期間を再度延長すること。

また、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図ること。

- (9) 解雇や雇止め等により離職を余儀なくされた方の早期再就職に向けて、地域の雇用状況に応じた対策の強化を図るとともに、再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者の就職活動への支援を充実すること。
- (10) テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方に対する支援の一層の充実を図ること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業・失業等により収入が減少した世帯に対する生活福祉資金の特例貸付について、貸付希望者全てに対応できるよう貸付に必要な原資を満額補助すること。

5 交通インフラを担う事業者への支援

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う人々の移動の抑制により、経営に深刻な影響を受けている地域公共交通（鉄道、バス、タクシー、フェリー等）を維持していくため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、更なる支援措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により減便や運休を余儀なくされている航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社に対する追加の支援措置を講じること。
- (3) 業績が急激に悪化している中部国際空港株式会社が、引き続き安全で安定した空港運営を行えるよう、必要な支援を行うこと。

6 学校の臨時休業等 教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応できるよう、マスクやアルコール消毒液などの各種衛生用品を、教育現場用に備蓄できる体制を整えること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた、子どもの心のケアや家庭環境の支援のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。
- (3) 学校の臨時休業等により児童生徒の学習に遅れが生じないように、教員の加配措置など状況に応じて必要な支援を行うこと。
また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を講じること。
- (4) 学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となり、また、再度の感染拡大による今後の臨時休業時の備えをしておく必要があることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。
また、あらゆる手段を活用して子どもの家庭学習を支援するため、家庭においてNHKのEテレを視聴して学習ができるよう、子どもたちが視聴しやすい時間帯に放送したり、分かりやすい番組表としたりするなど、学習支援番組の充実を日本放送協会に働きかけること。
- (5) 特別支援学校における児童生徒のスクールバス乗車時の感染リスクを低減し、安全・安心な通学環境を確保するため、過密乗車を避けたスクールバスの増便運行に係る継続的な財政措置を講じること。

- (6) 安全・安心な学校給食の安定的な供給を図るため、学校給食関連事業者の損失に対する継続的な支援を行うこと。
- (7) 経済的困難が生じた学生等に対する奨学金（給付型・貸与型）や給付金、修学支援制度について、今後の経済・雇用環境を踏まえつつ、制度の継続や拡充、運用の改善等を図ること。併せて、授業料等の減免など学生支援に取り組む高等教育機関への補助を継続すること。
- また、高等教育機関がオンラインで講義を実施するための環境整備や、オンラインでは実施が困難な実験や実習を円滑に行うための取組を積極的に支援すること。
- (8) 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブを午前中から開所した場合や感染防止の観点から支援の単位を新たに設けた場合等において、放課後児童クラブが追加的に負担した経費に対し、基準額の超過分を含め、必要な経費の満額を補助すること。

2020年 8月

愛知県知事 大村 秀章

